

小樽市立高島小学校いじめ防止基本方針

令和6年11月7日改訂

令和7年 4月9日改訂

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「小樽市立高島小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

○学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。

○児童、教職員の人権感覚を高めます。

○児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。

○いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。

○いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

1 「いじめ」とは（法第2条・条例第2条を参照して）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものと押さえる。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当る。

なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合などにおいては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能とする。ただし、これらの場合もいじめに該当すると捉え、情報共有して対応する。

2 いじめを理解するに当たって

- いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 児童の善意に基づく行為であっても、意図せず相手側の児童が心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童が被害児童としてだけでなく、加害児童としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえて対応する。
- 「かんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして「かんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表では現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 児童が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば「発達障がいを含む障がいのある児童」や「海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童」、「東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童（以下「被災児童」という。）」等学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

3 いじめを未然に防止するために

＜児童に対して＞

- ・ 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・ わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・ 思いやりの心や児童一人一人がかけがえの無い存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級活動の指導を通して育む。
- ・ 困った時や悩んだ時は、子ども自らいつでも誰にでも相談できる力の育成を図る。
- ・ 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つようさまざまな活動の中で指導する。
- ・ 見て見ないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、他の先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

＜教員に対して＞

- ・ 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・ 児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・ 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級活動の充実を図る。
- ・ 「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることをさまざまな活動を通して児童に示す。
- ・ 児童一人一人の変化に気づく、敏感な感覚を持つように努める。
- ・ 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・ 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意する。
- ・ 問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年、同僚への相談、協力を求める意識をもつ。
- ・ ケンカやトラブル等もいじめの一部に該当することの認識をもつ。

＜学校全体として＞

- ・ 校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ・ 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・ いじめに関するアンケート調査を年2回実施し、必要に応じて面談を行う。また、その結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・ 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・ 校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・ 「いじめ撲滅」に関する児童会としての全校的な取組を行う。
- ・ いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。（SOSを発信する力の育成）
- ・ 情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成する情報モラル教育の取組を強化し、インターネット等の正しい利用方法を学習させるとともに、インターネット利用等に関する小樽市のルール「おたるスマート7」や高島小学校のルール「高島小スマート1（ONE）」を通じて、生活習慣の改善とインターネット上のいじめに対処する体制を整備する。
- ・ いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、全教職員が「いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こりうる」「いじめ見逃しゼロ」という意識をもち、児童のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりをもち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。

＜保護者・地域に対して＞

- ・保護者説明会、懇談会等を通じて「いじめ防止」の学校での取組を訴えるとともに、児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校だより、PTA評議員会、学校評議員会で伝えて、理解と協力をお願いする。
- ・インターネットを通して行われるいじめを防止するために、子どもが携帯電話等を使用する場合には、保護者は、フィルタリングの設定を行ったり、約束の時間が守られているか確認したりするなど、インターネット利用等に関する小樽市のルール「おたるスマート7」と高島小学校のルール「高島小スマート1（ONE）」の取組の徹底をお願いする。
- ・「SNSに関わるいじめ問題」については、学校の対応だけでは限界があることから、家庭においてもスマートフォン等を子どもに使用させることへの「覚悟と責任」をもち、家庭内での未然防止に努めるよう協力を求める。（令和4年12月から「高島小スマート1（ONE）」開始）
※4月（GW前）、7月（夏休み前）、12月（冬休み前）、3月（春休み前）の計4回、季節毎に学級の温かい雰囲気の写真の掲載し直し、継続的に家庭で掲示できるよう工夫する。

4 「いじめ」の早期発見・早期対応

＜早期発見にむけて…「変化に気づく」＞

- ・児童の様子を担当をはじめ、多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感を持たせる。
- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していかうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。＜相談ができる…「誰にでも」＞
- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや自ら相談する力を身につけることの大切さを児童に伝えていく。
- ・学校の教育活動全体を通じて望ましい人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成を図る取組を充実させる。
- ・児童の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、児童への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等を通じた個と集団への働きかけを行う。
- ・性暴力防止に向け、児童が性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。
- ・「性的マイノリティ」とされる児童に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、児童に対する必要な指導を組織的に行う取組を推進する。
- ・「多様な背景をもつ児童」については、日常的に、当該児童の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対して必要な組織的指導を行う。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・児童及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備するとともに、児童に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる取組を推進する。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

＜早期の解決を…「被害児童（保護者）及び加害児童（保護者）双方の心に寄り添った対応」＞

- ・教員が気づいたあるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まずいじめることをやめさせる。
- ・いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめているかに気づかせるような指導を行う。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合うことを伝えていく。

5 校内体制について

- ・校務分掌に「いじめ防止委員会」を位置付ける。構成は、校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラーとする。
- ・役割として、本校におけるいじめを積極的に認知し、いじめ防止・解消の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- ・いじめの相談があった場合には、当該学年主任、担任を加え事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取扱いに考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・学校評価においては、年度毎の取組について、児童・保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。
- ・学校いじめ防止基本方針の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口等を必ず入学時・各年度の開始時に資料を配布するなどして、児童、保護者、関係機関等に説明する。

6 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ・いじめの事実を確認した場合の小樽市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して、小樽市教育委員会に指導・助言を求め、**警察とも連携し**、学校として組織的に動く。
- ・地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることを願います。

7 いじめの解消

- ・いじめの解消については、単に謝罪をもって安易に解消とせず、いじめが「解消している」状態として少なくとも次の2つの要件が満たされた場合と捉える。ただし、被害児童と加害児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断する。

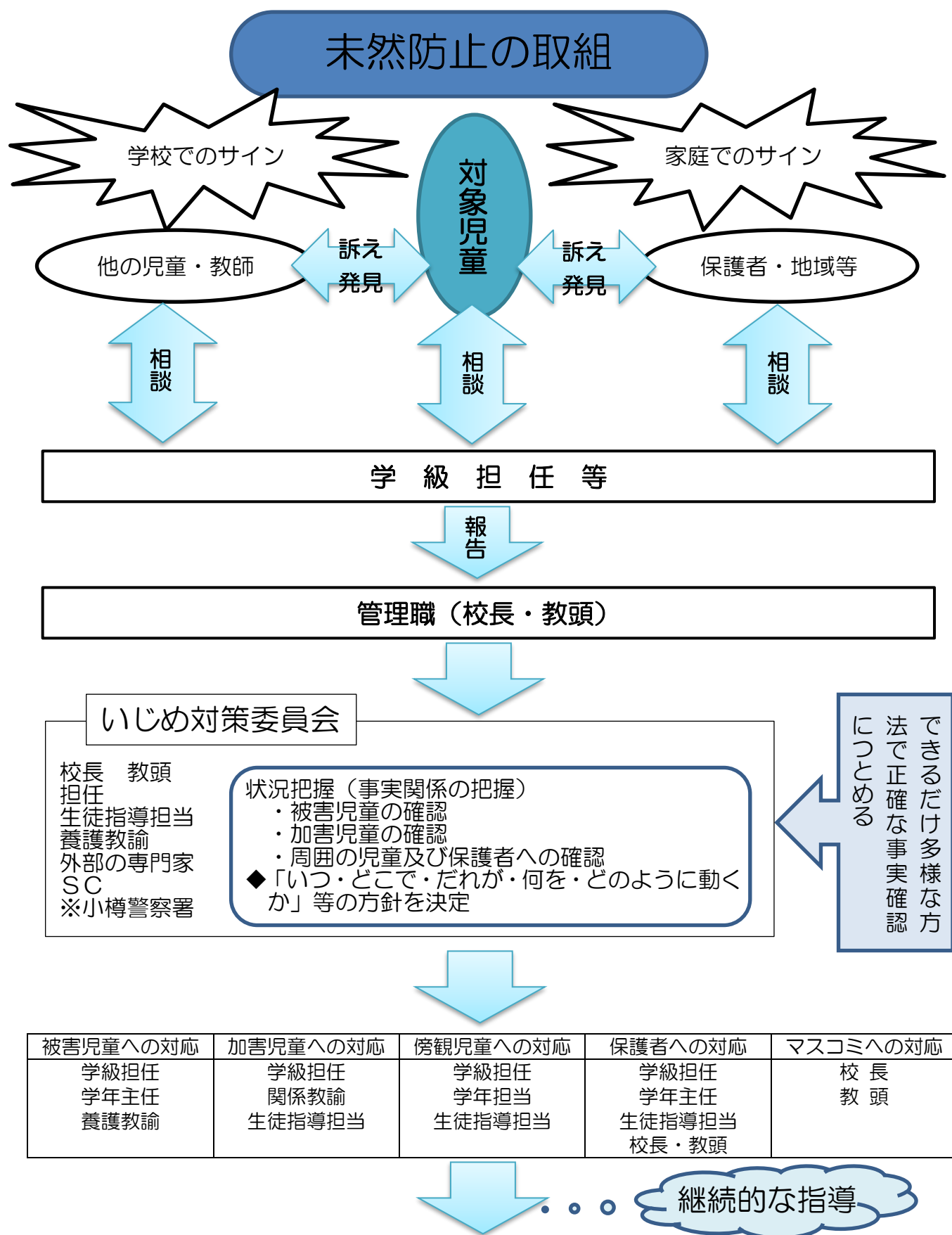
① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当な期間として少なくとも3か月を目安とする。いじめの被害の重大性などによってはより長い期間を設定する。

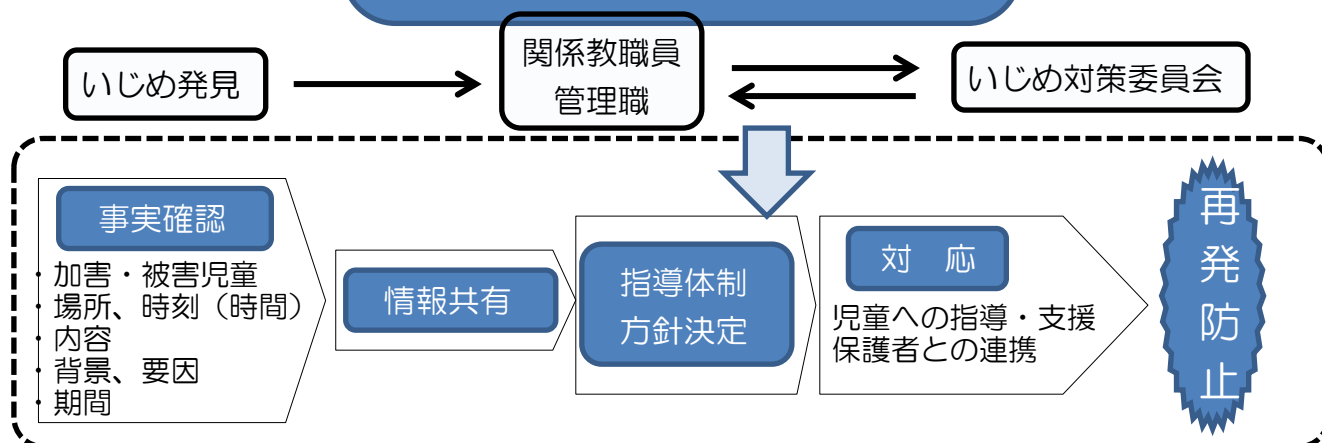
② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及び保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談などにより確認する。

別紙1 いじめ対策に係る校内組織体制



再 発 防 止



被害児童への対応

- 1 辛い気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 2 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝え、「仕返し等の不安感を取り除き、具体的支援内容を示し、学校は味方であること」を示す。
- 3 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 4 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

被害児童の保護者への対応

- ・速やかに正確な事実を通知し、今後の対応について保護者の思いを聞き、誠意ある対応で、信頼関係を構築する。
- ・いじめを防止する方法について、保護者と協議する。
- ・学校の方針への理解を求める。
- ・今後も家庭との連携を図る。

加害児童への対応

- 1 頭ごなしに決めつけず、事実関係、いじめた気持ち、児童の背景にも目を向け指導する。
- 2 いじめは決して許されない行為であることを気づかせ、いじめられる側の気持ちを認識させる指導をする。
- 3 毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させるとともに粘り強い指導を行う
- 4 警察への相談、通報すべき事案の場合は速やかに関係機関と連携する。
- 5 表面的な解決だけを見ず、継続的に必要な指導を行う。

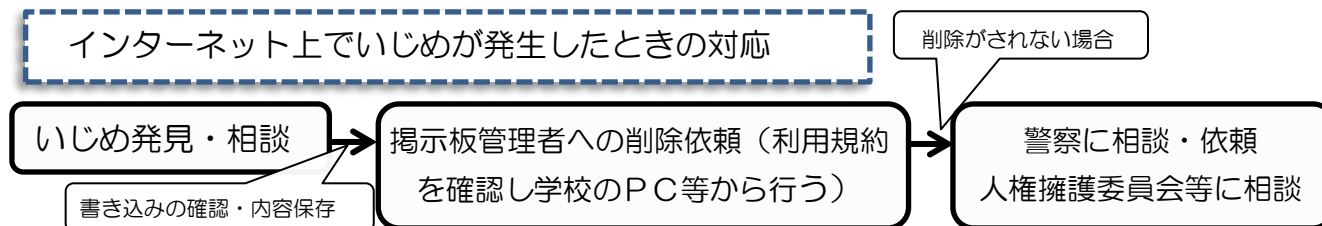
加害児童の保護者への対応

- ・速やかに正確な事実を通知し、家庭での話し合いを促す。
- ・保護者の心情を理解し、訴えを十分に聴く。
- ・いじめを防止する方法について、保護者と協議する。
- ・具体的な助言を与え、立ち直りへ協力を求める。
- ・被害児童への謝罪等について話し合う。

傍観者への対応(学級・学年)

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲介者への転換を促す。
- ・見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・学級で被害児童の心の苦しさを理解させるとともに、止められなかった心の弱さにも焦点を当てながら指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例、作文等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

インターネット上でいじめが発生したときの対応



<児童に対する指導ポイント> ①掲示板等ネットでの誹謗・中傷等の書き込みを行うことはいじめであり、決して許されることではないこと ②匿名で書き込んでも、書き込みを行った個人が特定できること(重大犯罪につき、悪質な場合は、犯罪となり警察に検挙されることもある) ③インターネットを利用する際にも、マナーがあり、マナーを守ることにより自分へのリスクも回避されること ※スマートフォンの使用については、十分に注意させる。特に、LINE、Facebook等で書いた誹謗・中傷は、削除されない場合があること、位置情報を残したまま書き込みを行うことは、ストーカー被害に遭う等の犯罪に巻き込まれる場合があること等の指導をする。 ※その他、教職員の情報モラルへの指導力の向上や、保護者への啓発と家庭・地域との連携をすすめる。

別紙3 いじめの取組に係る年間指導計画

月	職員会議等	未然防止の取組	早期発見の取組・PTAとの連携・ 各種調査等	
4月	◆いじめ問題対策委員会 ・指導方針 ・指導計画	・いじめ実態把握調 学級・学年づくり 人間関係の醸成	・相談窓口周知 SNS利用に関する 保護者への協力依頼 高島小スマート1 (one)	・PTA総会での説明と啓発 PTAと連携した 未然防止の取組
5月	○研修会（児童理解、 人権） ・家庭訪問等での保護者への啓発確認	・道徳教育の充実	・家庭訪問 ※個別面談 ※懇談会等における 担任と保護者との継続した情報共有	
6月		・学校行事との関連	・いじめアンケート （1回目）	・道教委いじめ調査 ・市教委「子どもたちの安全・安心を守る キャンペーン」
7月	・いじめに係る学校 評価の実施	・情報モラル教室	・教育相談 ・PTAとの意見交換	・市教委いじめ調査
8月	○研修会（未然防止）			
9月	◆いじめ問題対策委員会会議 ・情報共有 ・1学期の評価及び 2・3学期の計画	・道徳教育の充実	・PTAとの意見交換 ・全児童対象の 校長面談	・道教委いじめ調査
10月	○研修会（早期発見、 対応）	・学校行事との関連		
11月		・児童会活動の充実	・いじめアンケート （2回目）	・市教委「いじめ防止 キャンペーン」
12月	・いじめに係る学校 評価	・情報モラル教室	・教育相談 ・PTAとの意見交換	・道教委いじめ調査 ・市教委いじめ調査
1月	◆いじめ問題対策委員会会議 ・本年度の評価 ・課題の整理 ・次年度の計画作成			
2月			・教育相談 ・PTAとの意見交換	
3月	◆いじめ問題対策委員会会議 ・次年度の計画確認			・市教委いじめ調査

